「地域防犯カメラの管理及び運用規程の参考例」

○○○○○が設置する地域防犯カメラの管理及び運用規程（参考例）

（目的）

第１条　この規程は、防犯カメラの管理及び管理運用について必要な事項を定めることにより、○○○地域における犯罪の発生の抑止、市民の安心・安全の確保及び○○○地域において犯罪が発生した場合の早期解決に資するとともに、個人情報その他市民の権利を保護することを目的とする。

（定義）

第２条　この規程において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

(1)　防犯カメラ　犯罪の発生の抑止、市民の安心安全の確保及び犯罪が発生した場合の早期解決に資することを目的として特定の場所に継続的に設置 するモニター設備及び遠隔操作機能のないカメラで、画像を撮影し、及び記録する機能を有するもの（これと一体となってこれらの機能を有する機器を含む。）をいう。

(2)　画像　防犯カメラにより撮影し、及び記録された画像（それによって特定の個人を識別する ことができるものに限る。）をいう。

（基本原則）

第３条　防犯カメラの取扱いに関する基本原則は、次のとおりとする。

（1)　防犯カメラの設置は、その目的のために必要な範囲内で行うこと。

（2)　防犯カメラの管理運用は、この基準の規定に従い、適切に行うこと。

（3)　防犯カメラを設置している旨を市民に周知させること 。

（防犯カメラの設置場所等）

第４条　防犯カメラの設置場所及び撮影範囲は、別紙のとおりとする。

２　防犯カメラの設置者（以下「設置者」という。）は、設置場所に、次の事項を表示する。

(1)　「防犯カメラ 作動中 」等の防犯カメラを 作動 している旨

(2)　設置者名（団体の名称）

（防犯カメラの管理運用責任者等の指定）

第５条　設置者○○○○（設置者の長）は、その適切な管理を図るため、管理運用責任者を指定し、会報等により周知させる。

２　管理運用責任者は，○○○○とする。

３　管理運用責任者は，防犯カメラの操作を行わせるため，操作取扱者を置く。

４　操作取扱者は，○○○○とする。（又は「操作取扱者は，管理運用責任者が指定した者とする。」）

５　管理運用責任者の責務は，次のとおりとする。

（1)　本規程に基づき，防犯カメラ及び画像を適切に管理すること。

（2)　画像により知り得た情報の漏えい又は不当な使用をしないこと。また，防犯カメラの管理に従事する他の者や操作取扱者が，画像により知り得た情報の漏えい又は不当な使用をしないように必要な措を講じること（当該役職でなくなった後も同様。）。

※ 管理運用責任者と操作取扱者は兼務することは可能。

（画像の保存期間等期間等））

第６条　画像は撮影時の画像は撮影時の状態で保存することとし、加工をしてはならない。

２　画像の記録された媒体は、設置者が別に定める保管場所で厳重に管理し、次条第１項各号に掲げる場合を除き、保管場所以外の場所へ持ち出してはならない。

３　画像の保存期間（重ね撮りをする場合は、上書きするまでの期間をいう。）は、画像を記録した日の翌日から起算して○○日以内とする。ただし、次条第１項各号に掲げる場合で管理責任者が必要があると認めたときは、これを延長することができる。

４　画像を消去し、及び画像の記録された媒体を廃棄する場合は、確実かつ慎重に行い、その旨を記録する。

（画像の利用及び提供の制限）

第７条　設置者等（設置者、管理責任者及び取扱者をいう。以下同じ。）は、次に掲げる場合を除き、画像を第１条に定める目的以外の目的に利用し、又は外部に提供してはならない。

(1)　法令に基づく場合

(2)　個人の生命、身体又は財産を保護するため、緊急かつやむを得ないと管理責任者が認める場合

２　設置者等は、前項の規定により画像の提供を行うときは、画像を交付する者 に身分証明書の提示を求める等身元の確認を行うとともに、次に掲げる事項について記録書を作成しなければならない。

(1)　申請者、画像を交付する者、申請理由、使用目的

(2)　閲覧、検索履歴、取扱者名

(3)　画像提供記録

（苦情等の処理）

第８条　設置者等は、苦情や問合せを受けたときは、適切かつ迅速な対応に努めるものとする。

（雑則）

第９条　この規程に定めるもののほか、防犯カメラの管理運用に関し必要な事項は、設置者が別に定める 。

附 則

この規程は、○○○○年○○月○○日から施行する